

沿岸広域振興局長告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370200818	一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団	宮古・山田訪問リハビリステーションゆずる	宮古市大通二丁目2番24号B号	平成25年4月1日